

匝瑳市監査委員告示第8号

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、平成25年9月26日付け匝議第250号で請求のありました事項について監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成25年11月11日

匝瑳市監査委員 林 吉幸

匝瑳市監査委員 苅谷 進一

## 議会の請求に基づく監査結果

### 監査の種類

匝瑳市議会の請求に基づく監査

### 監査の実施方針

地方自治法（以下「法」という）第98条第2項の規定に基づき、平成25年9月26日付け匝瑳第250号により、市議会議長より請求のあった「匝瑳市がふれあいパーク八日市場有限会社に行わせている管理に係る出納その他の事務の執行に関する事項」について、条例等に基づき適正に処理されているかなど、法第199条第2項により実施した。

### 監査日及び場所

平成25年10月17日

ふれあいパーク八日市場 研修室

### 監査の方法

監査の方法は、あらかじめ監査に必要な関係諸帳票の提出を求め、調査確認をし、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人に対し、説明等を聴取し監査を行った。

### 監査結果（聴取した内容）

監査対象事項ごとの結果については次のとおりである。なお、監査権の及ぶ範囲は、行わせている管理に係る出納その他の事務の執行であり、経営全般にわたる出納その他の事務の執行及びふるさと交流協会に係る事項等については監査の対象になるものではない。

#### 1 財産目録の「固定資産」について。

同有限会社が所有する資産の不動産登記、匝瑳市固定資産評価台帳への記載はどうなっているのか。

平成22年度決算にて損益修正にて計上されている。また、法人所有物件につき資産に計上されている。

- 2 「組織活動費」週末イベント参加者の食事代について。  
社会通念上相当と認められる範囲以内で提供している。  
1人概ね1000円程度。
- 3 現金の取り扱いについて。  
実質1人で確認しているようなので、3人でのチェック体制をお願いする。なお、今はレジスターもデータ化になっており、パソコンにつないでチェック体制を確立するようなことも必要である。
- 4 手数料収入に含まれる、匝瑳市からの指定管理料の用途の明細は。  
指定管理料の用途については、基本協定書（年度協定書）に基づき限定されており、おおむね適正に処理されている。
- 5 賃借料には、ふるさと交流協会資産借入はなしという説明があったが、平成23年度まで計上されていたものはどういう扱いに変わったのか。  
ふれあいパーク八日市場有限会社は、設立当時に八日市場ふるさと交流協会が所有する冷蔵庫・レジスター等の賃貸借契約を締結して賃借料を支払っていた。契約に基づき賃貸借契約終了後、無償で譲り受けたので以後の支払いはない。
- 6 売り上げに対する消費税の扱いはどうなっているのか。  
適正に計算されており、税務当局からの指摘はない。
- 7 ふれあいパーク八日市場有限会社の経営責任者と執行責任者は同一か。  
経営責任者は太田安規 執行責任者は大木秀子（常務）である。

- 8 経営責任者と執行責任者が異なるのであれば、明快なる職責区分の確認を。また、テレビCMにおける「ふれあいパーク会長」とは何か。

職責については、大木常務に一部委任する事項がある。テレビCMについては、ふるさと交流協会の会長であり会長名を使用した。今後は十分注意し対応する。

- 9 ふれあいパーク建設当初に掲げた目的（地場産業の振興・都市消費者と地域生産者との交流）達成に向けた努力を積み重ねていると思うが、具体策の実施に当たり、PDCAを通して改善、工夫がなくマンネリ化していないか。

日々努力を重ね、企画・実行・検証・改善を通して、会社の発展に寄与している。

- 10 法人税、償却資産税、消費税の申告書の開示を。

今後、議会への報告は申告書の写しを提示する。また、平成22年度～平成24年度分の申告内容を報告します。

#### 監査委員の意見

第三セクターは、採算性の確保が難しい分野や行政が直接対応することが困難な事業において、公共性を確保しながら民間の人材・経営のノウハウを活用し、行政が直接実施するよりも、より効率的、弾力的にサービスの提供を行うことを目的に設立されたものである。しかし、社会経済情勢は急速に変化し、ふれあいパーク八日市場は、近隣市町の類似施設との競争により、集客数等から見ても経営状況は徐々に厳しさを増しているところである。このようなことから、今後は農産物等の取り扱い品目を増やし、安い・新鮮・安全というイメージを消費者に浸透させ、さらに発展するよう望むものである。

この度は、議会からの監査請求に基づき、ふれあいパーク八日市場有限会社に臨場し、帳簿・請求書・領収書等の原始記録との照合等を実施した。その結果、不審事項は認められなく会計処理も適正に処理されていたこと

を確認した。なお、ふれあいパーク八日市場有限会社から議会に提出されている経営状況等報告書は少々明瞭不足であることから、今後は、官公庁（税務署）に提出されている関係資料のコピーを提出するように関係者に要請した。同資料は、当局に提出したものであることから、より一層明瞭かつ、信頼されるものとなるものとする。また、情報公開の推進からも、財務諸表等の経営状況を分かりやすい形でホームページ等に公表していくことも検討されたい。